

○選挙の開票における傍聴に関する細則

(目的)

第1条 選挙における開票の際、傍聴を希望する者に対する手続きに関しては、この細則の定めるところによる。

(届出)

第2条 傍聴を希望する者は、開票日の3日前までに選挙管理委員会事務局宛てに届け出るものとする。

(告知)

第3条 選挙管理委員長は、選挙の前日までに傍聴を認める者の人数を定め、届出順に傍聴を認める者を決定し、前条の届出者に対して通知する。

(禁止事項)

第4条 傍聴人には、一切の発言を認めない。

(秩序維持)

第5条 選挙管理委員長は、開票作業の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退出その他必要な事項を命じることができる。

附 則

この細則は、2018年6月14日から施行する。

2022年1月6日改正施行。